

みんなで歩むまちづくり条例改正案に対するパブリックコメントの結果について

黒松内町みんなで歩むまちづくり条例の改正案について、同条例第 17 条に定める意見収集手続（パブリックコメント）により意見を募集しました。

その結果と町の考え方について、次のとおり公表します。

- 1．意見募集期間 令和3年10月18日（月）から令和3年11月22日（月）まで
- 2．提出人数及び意見数 各施設に設置した収集箱への投函... 2名（意見の数3件）
- 3．意見の内容と町の考え方 下記のとおり

| | 寄せられた意見の内容 | 町の考え方 | 対 応 |
|---|---|--|-----------|
| 1 | <p>【該当箇所】新規追加の第35条第2項</p> <p>【ご意見】「...（省略）...、町民一人ひとりの自覚に基づいた自助、...（省略）...」とありますが、「自覚に基づいた自助」という表現振りは、「自力で何とかするのが当然だと覚えておけ」と高圧的に感じられます。</p> <p>様々な事由でハンディキャップを有するなど、災害弱者と言われる方も少なからずおられますので、「可能な限りでの自助」とか「できる範囲での自助」等々、表現を工夫したらどうでしょうか。</p> | <p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>今回の条例案では「各々の状況・事情に合わせて自分の身を守る行動をとっていただきたい」という思いから、「自覚に基づいた自助」という表現を用いております。</p> <p>町民がより親しみやすい条文となるよう、いただいたご意見などを参考に「町民一人ひとりが自ら取り組む自助」に条例案を修正いたします。</p> | 条例案を変更します |

| | 寄せられた意見の内容 | 町の考え方 | 対 応 |
|---|---|--|------------------------------|
| 2 | <p>【該当箇所】全部改正の第 36 条第 3 項</p> <p>【ご意見】「...（省略）...、住民投票の結果を尊重するものとします。」とありますが、住民投票は町の方針や施策の是非に対して、町民が直接意見を示すことのできる制度です。</p> <p>その結果が望むものか否かにかかわらず、町民の総意（民意）として真摯に受け止め、行政に反映させる必要があると考えますので、「結果を尊重」のところを「結果を最大限に尊重」とさらに踏み込んではどうでしょうか。</p> | <p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>住民投票の結果について「最大限に尊重」と表現することに関しては、住民の意見を直接町政に表明いただく住民投票のあり方として、文言の有無に関わらずその結果は最大限に尊重されるべきものと考えています。</p> <p>今後、改正後の条例を町民の皆さんにお知らせする機会等を通じて、できるだけ丁寧に町の考えをお伝えできるよう努めて参ります。</p> | <p>条例案を 変更し ません</p> |
| 3 | <p>【該当箇所】第 7 章 環境と景観</p> <p>【ご意見】初めてしっかりとまちづくり条例を拝見させて頂きました。黒松内らしい素敵な条例であると感じました。改正後の町民投票に関する事もわかりやすいと思います。国際交流、多文化交流が改正案に盛り込まれたことをうれしく感じました。一つ感じたのは、近年作開での太陽光パネル設置や丸山での風力発電用風車設置など、自然エネルギーとはいえ開発が少しずつ進んでいるような印象を受けています。そのような開発が今後もある場合、この条例がどれだけそのことに対する抑止力になり得るのかが気になっています。ただ条例があるだけでなく実際に効力を発揮できるものであることを望みます。</p> | <p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>この条例による抑止力につきまして、「みんなで歩むまちづくり条例」は、まちづくりの基本理念など基本的事項を定めるもので、届け出や制限、罰則などの具体的な取り決めは、この条例に反しない範囲において、他の条例や規則に委ねることとしております。</p> <p>また、太陽光や風力など自然エネルギーの活用に関する事項は「黒松内町環境基本条例」に定めており、一方で風車などの工作物設置行為のうち、町の景観に関する部分は「黒松内町ふるさと景観条例」により必要な制限がなされるものとなっております。</p> <p>今後も、自然環境や景観の保全、環境にやさしいエネルギーの活用、継続して取り組んで参ります。</p> <p>ご意見につきましては、「黒松内町環境審議会」「黒松内町ふるさと景観審議会」の事務局へ情報提供をいたします。</p> | <p>町への ご意見・ ご要望等</p> |